

発行元:青森県環境生活部県境再生対策室田子町現地事務所
〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044

FAX 0179-20-7045

県境再生対策室ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0620-kenkyo-top.html>

■ 不法投棄産業廃棄物の撤去実績について

【平成23年2月28日までの撤去状況】

(撤去量の単位:トン)

区 分	一次撤去		本格撤去				合計	
	平成16～18年度		平成19～21年度		平成22年度		平成16～22年度	
作業日数	521		675		207		1,403	
撤去実績	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量
	9,004	97,203	38,101	438,702	17,126	203,159	64,231	739,064

■ 廃コンデンサの確認と対応について

県境不法投棄現場において、平成22年11月以降に掘削した特別管理産業廃棄物について、平成23年1月31日(月)から行った選別工程で、2月8日(火)に廃コンデンサ23個が確認されました。このうち12個に銘板があり、銘板を確認したところPCB使用廃コンデンサが1個確認されました。なお、全ての廃コンデンサの内部に絶縁油がないことを目視で確認しています。

PCBは油状の物質で熱で分解しにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど化学的に安定した性質を有し、電気機器用の絶縁油など様々な用途に利用されてきましたが、現在は製造・輸入がともに禁止されています。

これまでの分析では、平成12年度に堆肥様物の浸出水1箇所から排出基準値以下のPCBが検出(0.0012mg/L、排水基準値0.003mg/L)されたことがありますが、平成12年度の現場内廃棄物5箇所及び土壌13箇所、平成16年度の廃棄物2箇所、平成15年度以降年2～4回実施している現場内地下水1箇所、平成17年度以降年4回実施している浸出水処理施設の原水及び処理水、平成12～19年度までの周辺環境(表流水年1～6回、地下水年2～4回)ではPCBは検出されておらず、周辺環境には影響がないことが確認されています。

廃コンデンサ確認後の県の対応としては、ドラム缶入り黒色固形物等廃棄物156本を除き、2月14日(月)から廃棄物の搬出を休止しました。また、第36回協議会で廃コンデンサ等のPCB確認手順を協議し、廃コンデンサや周辺廃棄物等のPCBを分析し、分析結果等は協議会委員のうち専門家4人の確認・評価を受け、その結果は協議会委員にお知らせすることとしました。

廃コンデンサのPCB分析の結果、23個全ての廃コンデンサからPCBが検出され、分析結果についての専門家の確認・評価を踏まえ、廃コンデンサ投棄ブロック下層廃棄物、選別ヤードに残置している廃棄物、搬出済み廃棄物、浸出水等のPCB汚染の有無を確認しています。また、平成23年2月12日(土)に掘削した普通産業廃棄物で、普通産廃積込場所に集積したものから、3月1日(火)に廃コンデンサ1個が追加確認されたことから、当該廃コンデンサ本体、廃コンデンサ投棄ブロック下層廃棄物及び普通産廃積込み場所に集積した廃棄物のPCB汚染の有無についても同様に確認作業を行っています。

引き続き、専門家の確認・評価を受けながら、慎重に安全確認を行ってまいりますので、住民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

■ 第36回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会について

平成23年2月19日(土)に青森市の青森県観光物産館(アスパム)で第36回協議会を開催しました。

報告事項として、①廃棄物の撤去実績、②ドラム缶入り廃棄物等の処理、③廃コンデンサの確認と今後の対応、④地山の確認・分析結果(第5回)、⑤農作物・魚類のダイオキシン類調査結果、⑥排出事業者等

に対する責任追及の状況、⑦環境再生計画に基づく地域振興施策の推進、⑧平成22年度支障除去等措置済区域等活用方策事前検討調査業務等、⑨田子町からの要望書と質問書に対する回答について等の報告をしました。

また、協議事項として、①平成23年度環境モニタリング計画（案）、②浸出水処理施設の維持管理（バイパス運転停止基準の見直し等）について協議を行い、2件とも了承されました。

なお、第37回協議会は、平成23年5月14日（土）に、青森市の青森県観光物産館（アスパム）で開催します。

■ 周辺環境モニタリング調査結果について

○ モニタリング調査結果（平成22年度：第9回目）

（1）平成22年12月1日（水）に周辺河川・湧水等11地点、周辺地下水6地点、遮水壁内浸出水1地点、遮水壁内地下水7地点の水質について調査したところ、遮水壁内浸出水で、ベンゼン及びホウ素が「排水基準値」を超え、遮水壁内地下水では、1箇所では、4-ジオキサン、ベンゼン及びホウ素が、2箇所では、4-ジオキサンが「環境基準値」を超えたものの、周辺河川・湧水等や周辺地下水では「環境基準値」を下回りました。

○ モニタリング調査結果（平成22年度：第10回目）

平成23年1月5日（水）に周辺河川・湧水等2地点、周辺地下水4地点の水質について調査したところ、全ての地点で「環境基準値」を下回りました。

■ 県境不法投棄事案に係る農作物のダイオキシン類調査結果について

県境に不法投棄された廃棄物による農作物への影響を把握し、安全性を確認するとともに、風評被害を未然に防止するため、田子町の主要農作物（枝豆、水稻、にんにく）中のダイオキシン類調査を毎年度実施しています。

今年度の調査結果は、枝豆及び水稻については、国が公表している調査結果と比較して十分に低い値でした。にんにくについては、青森県のこれまでの調査結果と比較して同程度でした。

【農作物中のダイオキシン類調査結果】（単位：pg-TEQ/g-wet）

調査結果 農作物名	今回の調査結果			これまでの 調査結果 ※1	国の調査結果 ※2
	熊原川 上流域	現場 付近	熊原川 下流域		
枝豆	0.000024	0.000021	0.000025	0～0.0026	0.000098～0.0040
水稻	0.00022	0.0019	0.000076	0～0.00017	0.000011～0.0031
にんにく	0.000013	0.000013	0.000014	0～0.014	—

※1 これまでの調査結果

枝豆、水稻、にんにく：県境不法投棄事案に係る農作物中のダイオキシン類調査（平成15年度～平成21年度）

※2 国の調査結果

枝豆：平成14年度農用地土壌及び農作物に係るダイオキシン類実態調査（環境省・農林水産省）

水稻：平成19年度農水産物中のダイオキシン類の実態調査（農林水産省）

にんにく：公表された国の調査事例はありません。

■ 運搬・処分業務の委託契約について

ドラム缶入り黒色固形物等の運搬・処分業務について、新たに奥羽クリーンテクノロジー県境産廃処分共同企業体と業務委託契約を締結しました。

2月14日（月）からこのドラム缶入り黒色固形物等廃棄物（156本）を除いて廃棄物の搬出を休止していますが、2月18日（金）から3月3日（木）にかけて、奥羽クリーンテクノロジー株式会社（八戸市）へ156本の搬出を完了しました。

【県境不法投棄事案に関するお問合せ、御意見等は、田子町現地事務所まで（TEL 20-7044）】

なお、県境再生対策室のホームページで、現地事務所だよりのカラー版や各種お知らせ、資料などを見ることができます（<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/tayori.html>）。